

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記の項目におきまして、保医発 0930 第 3 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和2年10月1日より適用

《対象項目》

総合検査案内	補足資料	検査コード	検査項目名称	改正後	現行
P.86	P.129	0029	便中カルプロテクチン	下記参照	下記参照

改正後	現行
<p>カルプロテクチン（糞便）</p> <p>ア カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、<u>FEIA 法又は LA 法</u>により測定した場合に算定できる。～略。</p> <p>イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、<u>ELISA 法、FEIA 法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又は LA 法</u>により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。～略。</p> <p>ウ 略</p>	<p>カルプロテクチン（糞便）</p> <p>ア カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA 法により測定した場合に算定できる。～略。</p> <p>イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法又は金コロイド凝集法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。～略。</p> <p>ウ 略</p>